

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和5年2月6日（月曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

令和5年2月6日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
16番 伊藤 幾子 議員
- 第8 議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで（質疑・委員会付託）
- 第9 議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（提案説明・質疑）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第9まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子

5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一	郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理	子
9番	尾	島		勲	10番	前	田	幸		己
11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅		人
13番	柳		正	敏	14番	足	立	義		明
15番	寺	坂	寛	夫	16番	伊	藤	幾		子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄		一

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		遠 藤 全
消 防 局 長		田 住 浩
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	中 村 理 人

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	保 木 本 英 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	橋 本 圭 司
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時0分 開会

◆山根政彦 副議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和5年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者はマスクを着用することといたします。御理解をお願いいたします。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

鳥取市議会選出議員の任期満了に伴いまして、令和4年12月19日に鳥取市議会において選挙が行われ、加嶋辰史議員、加藤茂樹議員、浅野博文議員、岩永安子議員、勝田鮮二議員、西村紳一郎議員、岡田信俊議員、平野真理子議員、寺坂寛夫議員、伊藤幾子議員、長坂則翁議員、上杉栄一議員、以上12名の方々が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆山根政彦 副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

◆山根政彦 副議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆保木本英明 書記長 朗読いたします。

1番加嶋辰史議員、2番加藤茂樹議員、3番浅野博文議員、4番岩永安子議員、5番勝田鮮二議員、6番西村紳一郎議員、7番岡田信俊議員、8番平野真理子議員、15番寺坂寛夫議員、16番伊藤幾子議員、17番長坂則翁議員、18番上杉栄一議員。

以上、朗読を終わります。

◆山根政彦 副議長 ただいまの朗読のとおり、議席を指定しました。

第2 会期の決定

◆山根政彦 副議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月7日までの2日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆山根政彦 副議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 議長の選挙

◆山根政彦 副議長 日程第3、議長の選挙を行います。

現在、議長が欠員となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆山根政彦 副議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名につきましては、副議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆山根政彦 副議長 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、6番西村紳一郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、西村紳一郎議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山根政彦 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、西村紳一郎議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました、西村紳一郎議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

西村紳一郎議員、御挨拶をお願いします。

〔西村紳一郎議長 登壇〕

◆**西村紳一郎 議長** ただいま議長に選任されました西村紳一郎でございます。東部広域行政管理組合は、大変大きな圏域での役割を担っております。県域での面積ベースで40%のシェアを占めます。また、人口ベースでも40%の比率で、大変その果たす役割は大きいと認識をしております。そして、大変重要な住民サービスを請け負っております。多くの共同事務を担っております。本議会、この東部広域行政管理組合議会の役割をきちっと果たしたいという思いでございます。もとより微力ではございますが、議員各位の御理解、御協力を得ながら、民主的な議会運営に努めたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上をもちまして、就任御挨拶とさせていただきます。(拍手)

〔山根政彦 副議長 自席着席〕

〔西村紳一郎 議長 議長席着席〕

◆**西村紳一郎 議長** 議事を続行します。

第4 常任委員の選任

◆**西村紳一郎 議長** 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、1番加嶋辰史議員、6番西村紳一郎、8番平野真理子議員、16番伊藤幾子議員、17番長坂則翁議員、18番上杉栄一議員、以上6人の方々を総務消防委員に、2番加藤茂樹議員、3番浅野博文議員、4番岩永安子議員、5番勝田鮮二議員、7番岡田信俊議員、15番寺坂寛夫議員、以上6人の方々を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**西村紳一郎 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

第5 議会運営委員の選任

◆**西村紳一郎 議長** 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、5番勝田鮮二議員、7番岡田信俊議員、8番平野真理子議員、16番伊藤幾子議員、18番上杉栄一議員、以上5人の方々を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**西村紳一郎 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

第 6 議案第 1 号令和 4 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 8 号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで(提案説明)

◆西村紳一郎 議長 日程第 6、議案第 1 号令和 4 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 8 号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで、以上 8 案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況について御報告いたします。

試運転期間中に発生した発電用ボイラーからの水漏れのため、昨年 6 月から稼働を停止しておりました新可燃物処理施設リンピアいなばは、12 月末までに修繕工事を完了し、本年 1 月 4 日から可燃ごみの受入れを再開いたしました。それまでの間、ごみの受入れを鳥取市神谷清掃工場へ切り替えることとなり、受入れに御理解、御協力をいただきました東郷地区の皆様にご心より感謝申し上げます。

稼働を再開したリンピアいなばは、現在、試運転で性能の最終確認を行っており、いよいよ 4 月 1 日から本稼働する予定としています。長年の課題である新可燃物処理施設整備事業の本稼働に向けて、組織市町と一体となって着実に取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第 1 号の令和 4 年度一般会計補正予算につきましては、総額 1,597 万 4,000 円の増額を行うもので、昨年 12 月に鳥取市内で発生した鳥インフルエンザ対応に係る経費など、事業費の確定により計上したものです。

議案第 2 号の令和 4 年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、歳入の確定により計上したものです。

議案第 3 号は、令和 5 年度一般会計予算であります。予算規模は 53 億 7,312 万 8,000 円、前年度に比べ 22 億 8,087 万 2,000 円の減、増減率といたしまして、マイナス 29.8% の予算を計上したものです。その概要を申し上げます。総務費では、総括事務費、職員厚生研修費などの義務的経費のほか、庁舎等管理事務費として、事務局庁舎の改修経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、大規模修繕経費、可燃物処理施設の管理運営に要する経費などを計上しています。消防費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、八頭消防署若桜出張所の庁舎整備に伴う経費並びに災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台及び高規格救急自動車 1 台の更新に伴う経費、高機能消防指令センター整備に伴う経費などを計上しています。

議案第 4 号の令和 5 年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、225 万 4,000 円を計上したものです。地域連携 DMO、一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行い、引き続き圏域の観光振興を図ってまいります。

議案第 5 号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と個人情報保護に関する法律の不開示情報の整合を図るほか、所要の整備を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部を改正するものです。

議案第7号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものです。

議案第8号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関して所要の整備を行うため、関係する条例の一部改正等をするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第7 組合行政一般に対する質問

◆西村紳一郎 議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

〔16番伊藤幾子議員 登壇〕

◆16番伊藤幾子 議員 16番、伊藤です。通告に従って質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症の5類への引下げについてです。岸田政権は1月27日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを正式決定しました。その移行は大型連休明けの5月8日の予定です。政府は5類移行後、コロナ患者が受診できる医療機関が増えるという見通しのようですが、一般患者と動線が分けられないといった設備上の問題で、発熱外来の設置をためらった医療機関はあります。それらへの対策はまだ示されていません。ウイルスの感染力が変わらない限り、感染対策は弱められず、対応できる医療機関が増えるわけではないと懸念を示す医療関係者もあります。現段階でゴールデンウィーク明けに5類に引き下げということを決めることは、時期尚早だと考えます。

管理者は1月20日の鳥取市長の定例記者会見で、5類への引下げについて位置づけがどうかということよりも、市民、住民の皆さんの生命や健康を守るといった視点から検討していただきたいと述べておられます。市民、住民の生命、健康を守るという視点からいえば、5類への引下げにより入院調整に保健所や自治体の関わりがなくなるのではないのでしょうか。そうなれば、医療へつなぐことが本当に保障されとお考えでしょうか。管理者の所見をお聞きます。

2つ目、救急隊員の労務管理についてです。昨年12月、東京都で救急車横転事故がありました。運転していた救急隊員は前日の朝に出勤後、休憩を取れないまま約17時間連続で出勤しており、眠気に襲われたということが報道されていました。東京消防庁における令和4年中の救急出動件数は過去最多を更新し、救急隊1隊の1日当たりの平均活動時間が、令和3年の11時間27分から、令和4年は15時間33分に急激に延びたとのことでした。このような激務の背景には、新型コロナ第7波、第8波による救急搬送困難事案の件数の増加が大きな要因の一つとなっています。東部消防局においても、令和4年中の救急出動件数は1万1,469件と過去最多を更新しました。救急出動件数を対令和3年で見ると、鳥取市111%、岩美町119%、智頭町109%、八頭町117%と1市3町で増えています。救急出動件数が増えることによる救急隊員の心身への負担増が懸念されることは言うまでもありません。

そのような下で消防庁は1月25日、救急隊員の適正な労務管理の徹底についてという通知を出しました。その内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、一部地域において令和4年中における救急出動件数の速報値が過去最多を更新していること、あわせて、救急搬送困難事案の高止まりで救急現場の労務負担が増大していることから、救急隊員の適正な労務管理の徹底を求めるとなっています。緊張を強いられる中での長時間の活動は、どう考えてもかなりの負担です。

そして、救急隊員の労務管理についての通知は今回が初めてではありません。平成15年11月11日付で、消防庁から消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用についてという通知が出ています。心身の疲労回復に資するべき休憩時間が恒常的に確保できない状況は、労務管理面から好ましいことではないとして、このような救急隊が存する消防本部にあっては、出場件数、走行距離、時間外勤務時間等、客観的に把握、管理できる指標が一定の基準を上回った時点で救急隊員の交替、休養の付与を行うなど、特定の消防職員に対する業務量の偏重を防止するための取組、工夫が必要とあります。

そこで、東部消防局では平成15年の通知に基づく救急隊員の労務管理をどのような基準で行ってきたのかお聞きします。あわせて、このたびの通知に対する対応についてもお答えください。

3つ目、消防庁舎の整備についてです。東部消防局では、訓練機能は各消防署に整備することが効率的だとの方針です。そこで私は昨年10月定例会で、出張所や分遣所にも訓練施設をと質問しました。管理者は、現在のところ分遣所、出張所には訓練施設を配置していないが、他の消防局の例なども参考にしながら研究してみたいと答弁されました。そして、最前線で任務遂行に当たっている職員の声を聞くことは大変重要、職員のいろんな考えや意見もしっかり聞いて、考えて検討してまいりたいとも答弁されました。反映させることができる職員からの意見があったとしても、タイミングを逃したばかりに反映させることができなかったということになってはいけません。年次的に消防庁舎の整備が進められている中で、管理者が答弁されたことをどう実行される考えなのか具体的に御答弁ください。

4つ目、大型運転免許の取得費についてです。現在のところ東部消防局では、大型運転免許の取得は自己負担となっています。これについて、同じく昨年の10月定例会で補助制度をと取り上げ、管理者は県内の消防本部の状況なども参考にして検討してみたいと答弁されました。既に検討が始まっているのか、それともこれからならば、いつ頃から検討を開始する考えなのかお答えください。

以上、登壇での質問といたします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。4点についてお尋ねをいただきました。

まず1点目ですが、新型コロナウイルス感染症の5類への引下げに関連してお尋ねをいただきました。この5類への引下げによって入院調整に保健所や自治体の関わりがなくなることが懸念されるが、コロナ患者を適切に医療へつなぐことが保障されるのかと、どのように考えているのかと、このような御趣旨のお尋ねをいただきました。お答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の5類への引下げにつきましては、現在、国におきまして検討を始められたところであり、これらの情勢や状況を見極めながら、本組合といたしましても、引き続き住民の皆様の安全・安心が確保されるように、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のお尋ねであります。救急隊員の労務管理についてのお尋ねであります。平成15年に消防庁か

ら救急隊員の労務管理について通知が出されているが、どのような基準で行ってきたのか、また、このたび令和5年1月25日にも消防庁から救急隊員の適正な労務管理の徹底について通知が出ておるが、これに対する対応についても尋ねると、このようなお尋ねでありました。東部広域行政管理組合消防局では、救急隊員の労務管理に当たり、平成15年及びこのたびの通知にあるような具体的な基準は設けていないところでありますが、従来より出勤件数、出勤時間、疲労度、こういったことなどを考慮した上で、救急隊員を交代させるなどの対策を取ってきております。これまでと同様に、特定の救急隊員に過度な負担が生じないように、適正な労務管理に努めてまいりたいと考えております。

3点目のお尋ねであります。消防庁舎の整備に関連して、昨年の10月定例会で分遣所、出張所等の訓練施設の配置等について、職員のいろんな考えや意見もしっかり聞いて、考えて検討していきたいと、こういうふうに答えているが、どのように実行しようとしているのかと、こういった御趣旨のお尋ねをいただきました。これまでの消防庁舎の整備におきまして、個々の施設を設計する段階で職員の意見を参考にしておりまして、必要性や財政状況等も総合的に判断しながら反映できる範囲で取り入れているところであります。今後の庁舎整備につきましても、引き続き職員にも意見を求めながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のお尋ねであります。大型運転免許の取得費について、これにつきましても10月定例会で県内の消防本部の状況なども参考にして検討してみたいと、このように答弁をしているが、既に検討が始まっているのか、また、これからということであればいつ頃から検討を開始するのかと、こういったお尋ねをいただきました。これにつきましては、具体的な現在の取組等について消防局長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 失礼いたします。消防局長の田住でございます。

4点目の大型自動車免許取得費用の助成について、本局の検討状況についての御質問がございましたのでお答えをさせていただきます。大型自動車運転免許取得費の助成につきましては、先ほどお話がございましたとおり昨年の10月に定例会で御質問がございました。そういったこともありまして、県内の消防本部の状況などを参考に検討を重ねました結果、免許取得費用の約4分の1を助成することとし、1人当たり10万円を限度として5人分、計50万円を新年度当初予算で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 それでは、順次質問を重ねてまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の5類への引下げについて。国においては検討が始まったばかりということで、医療体制等々についても、医療機関に関することでも、3月頃にはっていう話も出ている状況なわけですが、先ほど管理者の答弁の中で、現状どうなっていくかは分からないけど、引き続き住民の安全・安心は確保していくと、いろんなところと連携しながらとおっしゃいました。それは当然のことなんですけれども、やっぱりいろんな心配があるわけですね。5類への引下げで、今、医療機関が発生届、義務づけになってるけれども、これを一部の医療機関だけに限る定点把握っていう検討の、そういった話も出てきてます。そんなことされたら本当に医療逼迫が防げるかどうか、これ分からないと思います。それから、保健所の入院調整ですけれども、これがなくなったら一部の病院に患者が集中するということもあり得るわけで、これも医療逼迫に

つながっていくんだと思うんですね。それと、あと医療機関への補助金、これが削減されることで、これ、感染者向けの病床が不足するおそれもあるんですよ。だから、いろんな不安材料があるにもかかわらず、ああやって5月8日にはということが先行してるのが今の状況ではないかと思ってます。

それで、5類への引下げの大前提、これはやっぱり住民の人が必要な医療にかかることができるということが保障されなくてはならないと思います。その点、管理者、所見をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。現在の感染状況等についてであります、以前の、これは昨年、一昨年のあたりの状況も勘案してありますが、以前の変異株に比べまして重篤化や重症化が少ない傾向にあると考えられるところでありますが、そういった中で重症化例、あるいは死亡例を見ますと、御高齢で基礎疾患のある方が多い状況にあると認識をしております。国におかれましては、現在、検討中ということですが、こういった状況も勘案をしていただいて、5類移行に向けての検討を進めていただきたいと考えているところであります。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 5類に引き下げていくということの大前提っていうのは、やっぱり必要な医療に住民がかかることができると。みんながコロナ陽性者じゃないわけですから。いろんな病気で病院にかかっているわけですから。みんながコロナが原因で救急車を呼んでるわけではありませんからね。そういう中で、5類の引下げの大前提っていうのは、必要な医療にかかるっていうことが、ちゃんとそこが保障されないと、逆に言ったら5類に下げたらあかんのですよ。そこをどう考えますかって聞いているんです。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。必要な医療を受けられる、そういったことは、この2類から5類への見直しにかかわらず必要なことであると認識をしております、先ほどもお答えをさせていただきましたように、現在の状況を見ますと、変異株等々の状況に起因すると思いますけれども、重篤化や重症化が以前に比べて少なくなっているといった状況もあります。しかしながら、基礎疾患等がある、そういった特に御高齢の方の重篤化、重症化等がやはり見受けられるということにありますので、そういったことを国はしっかりと今の現状を認識をしていただいた上でこの移行についての検討を進めていただきたいと、このように考えておまして、必要なときに必要な医療を受けられる、そういったことは基本的なことであると私も考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 必要なときに必要な医療にかかることができるというのは基本的なこと、これは私もそう思います。

それで、この5類への引下げによって救急隊の負担が増えるんじゃないかということも実は心配なことなんです。そこで、5類への引下げによる救急出動に与える影響をどう考えているのかお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。御承知のように、現在、国においてこの5類への移行に向けての検討

が始められたところでありますことから、現時点では救急搬送等への影響に関してどういった影響があるのかといったことは不透明な状況にあります。引き続き国の検討状況も注視をしながら、いかなる状況にあっても適切に対応できるように、今後も関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 不透明だと、そう思います。でも、5類引下げによって本当に医療逼迫でも起きれば、受入先の病院が見つからなくなって、本当に救急隊の人が困るという状況がやっぱり起きるんじゃないかっていう、そういう不安だってあるわけですね。先ほど管理者、いかなる状況であっても、救急隊員は本当に住民の命を守るために仕事をしていかないといけないわけだからそのようにやっていくというような答弁だったと思うんですけど、いかなる状況でも頑張らないといけない人たちですから、救急隊の人たちは。その人たちが本当に1秒でも早く、必要な人の医療をちゃんと確保できるように病院につなげていくということができないような、そういう環境をつくってあげないと仕事が全うできないんじゃないかと私は思うんですね。その1つがやっぱり、何か先行、時期ありきの5類引下げですよ、国のね。それが本当に、救急隊の人たちがいかなる状況でも本当にそうやって命を守れる仕事をしていけることにつながるかと。それが一つの不安。

それと、やっぱりその受入先ですよ。受入先の医療体制がちゃんとしっかりしてないと、救急隊の人は運び先に困ってしまうわけですから。それで、救急搬送によってきちんと医療につなげていく、そのためには保健所や医療体制の強化、これがやっぱり今必要なんじゃないかと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。東部圏域の住民の皆様の安全・安心の確保のためにも、新型コロナウイルス感染症の対応におきましても引き続き関係機関と連携を図っていかねばならないと、このように考えております。現在も検討中ということであります。国の5類移行に向けての検討状況、これからも注視をしていかねばならないと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 国が何も示してこないの、そういった答弁にならざるを得ないのかなっていう気はしますが、なぜ今のタイミングなのかなと、5月8日からっていうね。それが私は不思議で仕方がないです。それで、先ほど重篤化とか重症化は少ないようなことを言われて、高齢の方で持病があったりする方がっていう話もありましたが、第8波では亡くなる方の数が本当に多いんじゃないかっていうふうに感じています。それで、今この5類に引下げを決めたと、国が決めたということは、ある程度感染拡大は仕方がないんじゃないか、皆さん、それ受け入れなさいよと、そう言ってるんじゃないかっていうふうに私は思っています。でもそれは、きちんと医療につながることが保障されなければ住民の命は守れません。だから私、こんな状況で5類引下げを決めたのは無責任だと思います、国がね。

広域は、今度10月なんですよ、議会があるのが。だから、今のスケジュールでいったら5類になってからになるんですよ。私は、やっぱり1市4町それぞれの首長さんがここにいらっしゃるわけですから、それぞれの自治体のところでやっぱり住民の命を守っていく上で、この5類化に向けては救急搬送にも影響が出るんだということを念頭に置いて、いろいろと物を言っていくなり対応していくなり、それをお願いしたいと思うんですが、その点、管理者、どうですか。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、この新型コロナウイルス感染症はもとよりであります。様々な疾病で救急に医療が必要になられる方、そういった方をスムーズに医療機関に受け入れていただく、そういった搬送を、東部広域行政管理組合としてしっかりと行っていくということが求められると思っております。これにつきましては、今後の検討状況もしっかり注視をしていきたいと、このように考えておりますし、必要なことがあれば、当組合、あるいは鳥取市、構成市町といたしましても要望、要請等行っていく、そのようなことも必要になる場面もあるかもしれないと、このように考えておりまして、いずれにいたしましても、必要なときに必要な医療が受けいただけるような、スムーズに医療機関につなげていくことができるような、そういった体制が必要であると考えておりますので、今後そのようなことがしっかりとできるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 じゃあ、次は救急隊員の労務管理なんですけれども、数値的な基準は設けてないけれども、時間だとか件数だとか疲労度で交代させたりしているという御答弁でした。平成29年12月に、消防庁が救急業務の在り方に関する検討会っていうものをやってまして、その資料を見ますと、全国732消防本部があるんですが、そこに対してアンケートが行われました。これは労務管理についてのアンケートです。労務負担に対する取組を実施していると答えた消防本部は、732のうち160しかなかったんですよ。その160に対してさらにアンケート調査をされて、その160の消防本部の約6割で、昼食、夕食ともに正規の時間帯に取ることができていないということが分かりました。このようなことは場合によっては起こり得ることだと思うんですけれども、正規の時間に食事時間や休憩時間について確保できなかった場合の取組として、救急隊員と他の隊員との乗換運用や、連続した救急出場時に対策を講じるといったことが挙がっていました。正規の時間に食事や休憩を確保するということは、疲労回復の点でも安全な業務の遂行の点でも大事なことでありますが、そのために取れる手だては当然取るべきだと思います。

そこで、東部消防局において、正規の時間に食事や休憩が確保できなかった場合の取組についてお聞きをします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆西村紳一郎 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 失礼します。お答えします。救急隊員が救急出動することにより正規の時間に食事や休憩が確保できなかった場合に、どういった取組をしているのかというふうな御質問ですけれども、本局では、救急出動で正規の時間に食事や休憩が取れなかった場合は、出動が終わりまして消防署所に帰った後、食事時間や休憩時間を確保させております。また、その時間は、その他の隊員ですね、こちらも救急隊員の当然資格を持っておる者でございますけれども、その救急隊員の資格を持ったほかの隊員と交代をさせて救急出動をすることとしております。また、救急出動が長時間にわたり連続しないための対策としても、先ほど申し上げた他の隊員と交代を行うなどの体制を取っております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 労務管理については、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。過去最多の出動件数を

やっぱり記録してるということで、そこは本当に意を持ってやっていただきたいと思います。

3つ目、消防庁舎の整備ですが、設計についていろいろ意見を参考にしてきたと、そうやってこれまでのことを言われましたけれども、取り入れてると。どこまでの職員に話を聞いてんのかなっていうのもありますけれども、やっぱり職員の人が自分たちの意見がちゃんと聞いてもらえてるといとか、意見が言える場があるっていう、聞く、聞かんはその先のことですから、言える場がちゃんとあるんだっていうことがちゃんと分かるように、これから引き続き意見を聞くなりして取り組んでいっていただきたいと思います。

4つ目の大型運転免許の件なんですけど、新年度から助成制度が、補助をするということで、これは本当によかったと思うんですが、以前、消防職員委員会からも出されていたっていうふう聞いてるんですけども、やっぱりそういったところで職員の声がそうやって出てきてるわけなので、それに基づいてこういうふうに検討してるんですよとか、何かしらやってることが分かるように、何かしていくことが私はいいんじゃないかなと思うんですね。10月のときの答弁を聞いてたら、何か全然意にも介してないような、そういうことを思いましたので、決して私は自分の質問で事が動いたとは思ってません。これは職員の方が消防職員委員会で声を上げられて、それを恐らくいろいろと時間をかけながら検討されてたんだと思うんですね。それが、検討してるんですっていうような話が、やっぱり外に伝わってない、職員に伝わっていない、そういったことがあるのではないかなと思っていますので、やっぱりもうちょっとやっとなることが職員の中に伝わるようにしていただきたいということと、あと、助成の割合を聞かせていただきました。これはその予算が上がっていますけれども、職員の方のいろいろ意見を聞いて、また改善すべきところがあったらこれは変えていっていただけるという理解でいいのかなどうか、その点どうでしょう。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。先ほど消防局長よりお答えをさせていただきましたように、免許取得費用の約4分の1について助成をすると、こういった考え方で必要な予算額を新年度予算に計上させていただいているところであります。これにつきましても、引き続き職員の皆さんからいろんな御意見もいただきたいと思っておりますし、何よりも組織の中でいろんな意見を受け入れていくと、そういったことにしていかなければならないと思っておりますので、この運転免許の取得費用の件のみならず、いろんな声をちゃんと私自身も伺って、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 前回も言いましたけれども、消防には組合がないということで、この消防職員委員会というのがいろいろ意見が出せる場だと私も認識しています。そこで出された意見、いろいろと全部できることではないかもしれないけれども、どういう考えの下で採用するに至らなかったとかね、これはちょっと実現できませんよとかね、そういったことをしっかりと返していきながら、双方向でやっぱりよりよく仕事ができるような、そういった組織づくりに引き続き取り組んでいただけたらと思いますので、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

◆西村紳一郎 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第8 議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで（質疑・委

委員会付託)

- ◆西村紳一郎 議長 日程第8、議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで、以上8案を一括して議題とします。

これより8案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで、以上8案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

第9 議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（提案説明・質疑）

- ◆西村紳一郎 議長 日程第9、議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。

本件については、平野真理子議員が、地方自治法第117条の規定により、除斥されますので退場を求めます。

〔8番平野真理子議員 退場〕

- ◆西村紳一郎 議長 提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

- ◆深澤義彦 管理者 議案第9号について御説明いたします。

議案第9号は、人事に関する案件です。議員選出監査委員の任期満了に伴い、新たな委員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得ようとするものです。その職務の重要性に鑑み、慎重に検討しました結果、鳥取県東部広域行政管理組合監査委員として平野真理子氏を選任したいと存じますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

- ◆西村紳一郎 議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

除斥された平野真理子議員の入場を許可します。

〔8番平野真理子議員 入場〕

- ◆西村紳一郎 議長 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時51分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和5年2月7日（火曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

令和5年2月7日（火） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）
- 第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（質疑・討論・採決）
- 第4 閉会中の継続調査について

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第4まで

出 席 議 員 （ 17 名 ）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一 郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理 子
9番	尾	島		勲	10番	前	田	幸	己
11番	山	根	政	彦	13番	柳		正	敏
14番	足	立	義	明	15番	寺	坂	寛	夫
16番	伊	藤	幾	子	17番	長	坂	則	翁

18番 上 杉 栄 一

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

12番 谷 口 雅 人

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		遠 藤 全
消 防 局 長		田 住 浩
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	中 村 理 人

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 植 田 光 一   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 中 川 真 理   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 橋 本 圭 司   |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆保木本英明 書記長 議員の欠席について御報告いたします。

谷口雅人議員から、公務のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

次に、昨日開催されました議会運営委員会におきまして、委員長に、7番岡田信俊議員が、総務消防委員会におきまして、委員長に、17番長坂則翁議員が、福祉環境委員会におきまして、副委員長に3番浅野博文議員

がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第1、議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてまで、以上8案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、17番、長坂則翁議員。

〔17番長坂則翁議員 登壇〕

◆17番長坂則翁 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第2号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第4号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、以上6案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、以上2案は、一部委員の反対がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 福祉環境委員長、10番、前田幸己議員。

〔10番前田幸己議員 登壇〕

◆10番前田幸己 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第3号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

〔16番伊藤幾子議員 登壇〕

◆16番伊藤幾子 議員 16番、伊藤です。私は、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について、及び議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

2021年5月に成立したデジタル関連法により、個人情報の保護が国の個人情報保護法に一本化されることになりました。それに伴い、東部広域行政管理組合が独自に制定していた個人情報保護条例を廃止し、新たに必要事項を定めたものが議案第6号です。そもそも個人情報の保護は、国よりも先に自治体の条例制定から始まり、内容も発展させてきたという経緯があります。そして本組合でも条例制定をしたわけです。ところが今回の改正個人情報保護法への一本化によって自治体と同様に本組合が築いてきた個人情報保護制度がリセットされます。法律の施行条例として本組合が定めることができる内容は極めて限定的です。それらについては現行よりも後退させないよう最大限考えられたことは理解します。しかしながら、現行の個人情報保護条例にある、要配慮個人情報を収集してはならないこと、個人情報を取得するときは本人からこれを取得しなければならないということ、電子計算機等の結合による個人情報の提供を行ってはならないということについては、改正法では規定されていません。つまり、これまでやってはならないとされていたことがやっていいということになるわけです。明らかに中身の後退です。

そして議案第7号は、審査会に関することですが、先ほど述べた3点について、審査会の所掌事務から外されます。チェック機関である審査会の機能を縮小させることは住民の利益になりません。国が行政機関が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけているからといって、このような地方自治を無視したやり方があるのでしょうか。改正法への一本化によって後退する部分を独自に条例で定めることを認めない、こんな押しつけがあるのでしょうか。国によって、条例で定めることが限定されていることは十分分かった上ですが、これまで築いてきた個人情報保護制度及び圏域住民の個人情報保護の水準を低下させることに対して見過ごすことはできません。

よって以上の理由で、反対討論といたします。

◆西村紳一郎 議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第1号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

第2 議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について(討論・採決)

- ◆西村紳一郎 議長 日程第2、議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。
本件については、平野真理子議員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔8番平野真理子議員 退場〕

- ◆西村紳一郎 議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案について、同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを御押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

- ◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 なしと認め確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は同意することに決定されました。

除斥された平野真理子議員の入場を許可します。

〔8番平野真理子議員 入場〕

第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について (質疑・討論・採決)

- ◆西村紳一郎 議長 日程第3、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

第4 閉会中の継続調査について

◆西村紳一郎 議長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和5年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時22分 閉会